

市第19号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例等の一部改正

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正）

第 1 条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように
改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、
「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（横浜市なしの木学園条例の一部改正）

第 2 条 横浜市なしの木学園条例（昭和55年10月横浜市条例第55号
）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める
。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第 3 条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年 3
月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に改め、同項第 5 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

第 4 条の 2 第 3 項中「第 5 条第 7 項」を「第 5 条第 8 項」に改める。

第 8 条第 2 号中「第 5 条第 11 項」を「第 5 条第 12 項」に、「同条第 13 項」を「同条第 14 項」に改める。

(横浜市福祉授産所条例の一部改正)

第 4 条 横浜市福祉授産所条例 (昭和 45 年 3 月横浜市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 16 項」に改める。

(横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正)

第 5 条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例 (平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に改める。

第 2 条第 3 項中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「第 5 条第 8 項」を「第 5 条第 9 項」に、「同条第 11 項」を「同条第 12 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 5 条第 22 項」を「第 5 条第 23 項」に改める。

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第 6 条 横浜市総合保健医療センター条例 (平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号の 2 中「第 5 条第 8 項」を「第 5 条第 9 項」に、

「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

(横浜市火災予防条例の一部改正)

第7条 横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項第3号中「第5条第10項又は第16項」を「第5条第11項又は第17項」に改める。

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第2条中障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条の改正規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（介護補償）

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

（第 1 号省略）

- (2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）~~第 5 条第 13 項~~
~~第 5 条第 12 項~~に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（~~同条第 7 項~~
~~同条第 6 項~~に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（第 3 号省略）

横浜市なしの木学園条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（事業）

第 3 条 施設は、次の事業を行う。

(第 1 号 省 略)

- (2) 知的障害のある児童を対象とする障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条 第 9 項
第 5 条 第 8 項に規定する短期入所

(第 3 号 省 略)

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現行)

(施設)

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、リハセンターに次の施設を置く。

(第 1 号 から 第 3 号 まで 省 略)

- (4) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条 第 13 項
第 5 条 第 12 項に規定する障害者支援施設

- (5) 法第 5 条 第 15 項
第 5 条 第 14 項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）及びこれに準ずる支援を提供する就労支援施設

(第 6 号、第 7 号 及び 第 2 項 省 略)

(利用 の 承認)

第 4 条 の 2 (第 1 項 及 び 第 2 項 省 略)

- 3 リハセンターにおいて法第 5 条 第 8 項
第 5 条 第 7 項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）を利用しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用 料 金)

第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わ

なければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 障害者支援施設又は就労支援施設を利用する場合（身体障害者福祉法第 18 条若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 の規定により利用する場合又は次号に掲げる場合を除く。）は、法第 29 条第 3 項の規定により定められた法^{第 5 条第 12 項}_{5 条第 11 項}に規定する施設入所支援、^{同条第 14 項}_{同条第 13 項}に規定する自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び法第 29 条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(第 2 号の 2 から第 5 号まで省略)

横浜市福祉授産所条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

(事業)

- 第 2 条 授産所は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）^{第 5 条第 16 項}_{第 5 条第 15 項}に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

(設置)

- 第 1 条 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者をいう。以下同じ。）に対し、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」と

いう。) 第 5 条 第 7 項
第 5 条 第 6 項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設(次条第 2 項を除き、以下「施設」という。)を設置する。

(第 2 項省略)

(事業)

第 2 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 横浜市中山みどり園は、第 1 項に定めるもののほか、法 第 5 条 第 5 条
第 14 項
第 13 項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を行う。

4 横浜市松風学園は、第 1 項に定めるもののほか、法 第 5 条 第 9 項
第 5 条 第 8 項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)及び 同条 第 12 項
第 11 項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行う。

(第 5 項省略)

(知的障害者福祉ホーム等)

第 10 条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法 第 5 条 第 23 項
第 5 条 第 22 項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

(第 2 項から第 6 項まで省略)

横浜市総合保健医療センター条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現行)

(利用料金)

第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる

額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(2) の 2 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 9 項
第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受ける場合、自立訓練施設において同条第 14 項
同条第 13 項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合又は就労支援施設において同条第 15 項
同条第 14 項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合は、法第 29 条第 3 項の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

（第 2 号の 3 から第 5 号まで省略）

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（自動火災報知設備に関する基準）

第 51 条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 令別表第 1 (6) 項八に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。）のうち、児童養護施設、児童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項又は第 17 項
第 5 条第 10 項又は第 16 項に規定する共同

生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの（次号において「児童養護施設等」という。）で、延べ面積が 200 平方メートル以上のもの

（第 4 号から第 6 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）